

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

（職員配置の基準）

第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければなら
ない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調
理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上
満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上
満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上
の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所
につき2人を下ることはできない。

（設備の基準）

第78条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとす
る。

（1）医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として
必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

（2）～（4） 略

附 則

1～6 略

7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定す
る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す
る保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことがで
きる。

8～11 略

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

（職員配置の基準）

第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければなら
ない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調
理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上
満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上
満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上
の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所
につき2人を下ることはできない。

（設備の基準）

第78条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとす
る。

（1）医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として
必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること

（2）～（4） 略

附 則

1～6 略

7 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定す
る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務す
る保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことがで
きる。

8～11 略

